

## 「会津若松市地域防災計画（案）」パブリックコメントの結果

### 1 意見募集期間

平成26年10月6日（月）から平成26年11月4日（火）まで

### 2 周知方法

- ・ 市ホームページによる広報
- ・ 市政情報コーナー、各支所、各市民センター及び危機管理課窓口における閲覧

### 3 意見提出者数及び提出方法

2名（窓口持参1名、FAX 1名）

### 4 意見件数

16件

### 5 意見の要旨及び市の考え方

	項目	案に対する意見	意見に対する市の考え方
1	資料編 避難所、避難場所、 福祉避難所の指定 について	河川氾濫浸水想定区域内 や土砂災害危険箇所内に ある学校や公園等を避難 場所に指定していたり、 また耐震性が低い小中学 校も避難所に指定してい る。災害の種別に応じて 避難場所や避難所を振り 分けて指定すべきではな いか。 また、避難所に多目的ト イレの設備はあるのか。	避難所・避難場所については、災害の種別 に応じて避難所・避難場所を指定すること とした災害対策基本法に基づいて指定してい ます。 例えば、土砂災害が想定される場合には、被 害想定区域内の避難所・避難場所は使用せず、 耐震基準を満たしていない施設は、震災時に 避難所としないこととしますが、他の災害の 時には使用することは可能と考えております ので、それぞれの災害種別に応じて避難所・ 避難場所の指定をしたものです。 なお、多目的トイレについては、現状では整 備されていない施設もありますが、避難所 には、多様な方々が避難することから、今後ユニ バーサルデザイン化に努めてまいります。
2		「地区公民館、コミュニ ティセンター」を避難所に 指定する場合はあると計 画に記載されているが、 資料編に施設の名称、場 所等の記述がないので追 記すべきでないか。また、 各地区の「集会所等」も含 むのか。	本計画は、基本的に大規模な震災が発生し た場合を想定して作成しており、避難所・避 難場所は、小中学校をはじめとする一覧表の とおりとなります。 しかしながら、災害の規模や範囲が限定的 な場合、地域に身近な施設である公民館やコ ミュニティセンターを活用することもあるた め、その旨を記載したものです。 また、これらの施設は、自主避難者の受け入 れ先としても位置づけています。 災害時には、指定する避難所を明示し、市民 に周知することで混乱が生じないように配慮し てまいります。 なお、公民館・コミュニティセンターにつ いては、自主避難受け入れ施設として、資料編 の一覧表に追加します。

	項目	案に対する意見	意見に対する市の考え方
3	計画案 災害予防計画編 P33 災害に強い体制づくり	災害時の炊き出し等の支援は婦人消防隊が行うとされていますが、それ以外の方々は参加できないのですか。	「婦人消防隊」の記述は、防災関係団体に位置づけている同組織の活動の具体例として示したものです。 災害時、避難所等における「炊き出し」については、その状況により様々な団体の協力により運営されるものと考えています。 なお、P133に、炊き出しの実施にあたっては、関係団体の協力を得ながら、行うことと記載しています。
4	計画案 災害予防計画編 P75 避難支援等関係者	「避難支援者として登録する者」とはどのような方か。 組織化されない町内会・自治会は関係者になるのか。	災害時の避難行動に何らかの支援が必要な方を「避難行動要支援者」としていますが、その要支援者の避難行動の支援をする方を「避難支援等関係者」としています。 その対象としては、防災関係機関や地縁組織等記載した内容のとおりですが、基本的には要支援者が災害時に備えて、自身の個人情報提供に同意する関係者がこの範疇に含まれるものと考えておりますので、組織化されない町内会・自治会も同意があれば関係者として、含まれるものと考えております。
5		エフエム会津は非常用発電機設備を有しているか。	エフエム会津に確認したところ、発電設備と蓄電設備があり、一定程度の時間は放送が可能であるとのことでした。
6	計画案 全体	「震災」と「地震」が混在している。表現を統一しては。	「地震」は災害原因として、「震災」は地震による災害として、それぞれ表現したのですが、再度確認し必要があれば修正します。
7	計画案 災害予防計画編 P33 災害に強い体制づくり	自主防災組織は、地域住民にとって重要であり、組織化についてマニュアル化してほしい。	自主防災組織は、地域における災害対応の中心になるものと考えておりますが、本市においては、現在ほとんど結成されていないことから、積極的に自主防災組織の結成に向け取り組んでいきたいと考えております。 組織化のマニュアルについては、町内会等の規模や社会背景などの状況が様々であることから、一律的なマニュアル等は困難と考えますが、今後、地域での出前講座を開催する中で、設立の事例等を紹介しながら、組織化の助言など、結成の支援を行ってまいりたいと考えております。

	項目	案に対する意見	意見に対する市の考え方
8	計画面 避難行動要配慮者 関係	要配慮者関係の定義・内容・登録名簿の管理等の記載について、一つの編にまとめるか、又は、マニュアル化してほしい。	<p>本計画は、全体として災害に備える「災害予防計画編」と災害時の対応を示した「災害応急対策計画編」に分かれており、要配慮者についても、その定義や内容、名簿の管理については「予防編」に、情報伝達や避難生活への配慮については「応急対策編」に記載することとしました。</p> <p>なお、災害時の行動の詳細については、マニュアルを整備していく考えであり、要配慮者に関するマニュアルもその一つとして整備していく考えです。</p>
9	計画面 市民・地域の情報 収集	災害予防計画編の中で「市民が情報を得る情報サイト」の記載と、災害応急対策計画編にも「市民が情報を得る情報サイト」の記載がある。情報収集可能先を一覧表にまとめてほしい。	<p>各種情報の入手先の例として記載したもので、一覧表については、資料編P23「防災情報入手サイト」があります。</p> <p>また、今後配布する「家庭用防災カルテ」の中でもハザードマップに関係サイトをまとめ、記載する予定です。</p>
10	計画面 災害応急対策計画	市のサーバがダウンの際、非常用発電機を使って市のサーバから発信してください。	<p>現在、本庁舎全体の非常用電源設備は整備しておりませんが、電気自動車の蓄電機能を活用した電力供給が可能となっており、サーバや市民課の照明、デジタルサイネージの電源として活用する計画となっております。</p> <p>また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）をはじめ県総合情報通信ネットワークについては、非常用電源を整備し、情報を収集、発信等が可能となっております。</p> <p>なお、P35の「防災拠点整備の考え方」に記載したとおり、非常用電源設備については、今後も整備充実に努めてまいりたいと考えております。</p>
11	計画面 災害時の広報	「エフエム会津」の受信者は少ないと推察する。緊急警報放送受信可能のラジオを斡旋しては。	<p>災害時に迅速かつ確実に情報伝達するためには、多様な情報伝達手段が必要と考えています。</p> <p>ご提案の緊急警報放送受信ラジオも有効な手段の一つと考えますが、まずは地元のFM放送局である「エフエム会津」との協力体制により、災害情報の発信に努めるとともに、エフエム会津が災害放送を行うことを広く周知してまいりたいと考えております。</p>

	項目	案に対する意見	意見に対する市の考え方
12	計画案 備蓄品の確保 市民に対する備蓄 の啓発	市民備蓄品に「簡易トイレ」を加えてほしい。また、その処分方法も。	<p>備蓄目標品目については、準備例として記載しています。</p> <p>災害時のトイレの確保は大きな課題の一つと考えており、簡易トイレも避難生活に必要な物資の一つと考えますので、今後市民への出前講座等の機会に処分方法を含めて、紹介していきたいと考えます。</p> <p>これ以外にも避難生活に必要なと思われるものについては、各家庭において備蓄していただければと考えております。</p>
13	計画案 減災目標	防災士資格取得に市の職員年間2名の目標は少ないのでは。	<p>年間目標2名は最低限の目標としておりますので、それ以上の取得者を目指してまいります。</p>
14	計画案 計画の範疇	<p>計画の構成について、「大震災を中心にそれ以外の災害を補完する形で」とあるが、今回の東日本大震災と福島第一原子力発電所事故は同時期に発生した自然災害と人災が重なった未曾有の大災害であり、2つの大災害に対する十分な検証を踏まえた大幅な見直しが必要な状況と捉えなおすべき。</p> <p>浜通りの原発と柏崎原発に挟まれている本市の立地を踏まえれば、原発災害は「補完する形」でよいはずがなく、柱の一つに捉えるべき。</p>	<p>今般の東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所事故については、ともに大きな災害と受け止めております。</p> <p>まず、震災については、発生確率が低いながらも、発生すれば大きな被害をもたらす断層帯があることがシミュレーション結果からも明らかになっており、その全市的な影響を踏まえて計画の中心としたところです。</p> <p>一方、原子力発電所は、ひとたび大きな事故が発生すれば大きな災害となるものですが、本市はご指摘の2つの原子力発電所から30km圏内にはないことから、国の被害想定シミュレーションの試算対象に含まれていない現状にあることや、県の原子力災害広域避難計画では会津地方は原子力発電所事故の際、広域避難の受け入れ先と位置づけられていることでもありますので、現段階では特化した災害としての取り扱いを行わなかったものです。</p> <p>なお、本計画では、原子力発電所事故に伴い多くの被災者が本市に避難した現実を踏まえ、原子力災害を「広域災害」の一つとして位置づけ、本市に多くの避難者がある場合の対応について、計画に盛り込んだところです。</p>

	項目	案に対する意見	意見に対する市の考え方
15	予防対策マニュアル	地域防災計画の一義的担い手が市職員であることは理解しつつも、「自助・共助・公助の連携による災害被害の少ない会津若松市」等を掲げていることから、計画への市民の参画と反映は肝要である。その上で、市民にわかりやすさが実感できる内容にするよう検討補強すべき。	<p>今回の計画の見直しにあたっては、行政等の防災関係機関の災害時対応には限界があることから、市民をはじめ、地域や事業所との連携を図ることにより、災害被害を少なくするという考え方に立っております。</p> <p>また、計画の実効性を高めるため、災害時マニュアルやシミュレーションの作成をしたものです。</p> <p>ご指摘のように、市民参画と反映は重要であり、市民にわかりやすい情報提供が必要であることから、今般その概要版となる「家庭用防災カルテ」と「ハザードマップ」を配布することとしたものです。</p> <p>また、今後は、この「家庭用防災カルテ」をテキストに、地域で出前講座を実施し、これにあわせて自主防災組織の結成を支援したり、地域の防災訓練を支援することで、地域の防災力の向上を図ってまいりたいと考えております。</p>
16	計画案全体	災害弱者対策と情報弱者対策については、一層の配慮と重層的対策を求める。	<p>障がい者や高齢者、乳幼児、妊産婦などの災害時要配慮者は、災害時に犠牲となりやすいことや避難生活に支援が必要であり、平時からの支援体制の構築が大変重要となります。</p> <p>具体的には、「避難準備情報」を発令することで一般市民に先駆けての避難誘導を行うことや、障がい等の特性に応じた多様な情報伝達手段の確保、わかりやすい災害情報の提供に努めるとともに、施設のバリアフリー化や福祉避難所の確保を進めてまいります。</p> <p>また、災害情報提供につきましては、現在多くの方が利用している携帯電話等のICT機器を中心に据え、取り組みを進めますが、その一方で、いわゆる情報弱者にも配慮し、FM放送や消防団による広報、さらには町内会の放送設備による放送協力など、さまざまな手法により情報弱者対策を進めてまいります。</p>